

お知らせ

新型コロナウイルス感染症に関連した追加対応について (災害死亡保険金等の支払事由に規定する「感染症」の範囲拡大)

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様、関係者の皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。一日も早い収束と、皆様の健康を心よりお祈り申し上げます。

SBI生命保険株式会社（代表取締役社長 小野尚）は、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、所定の手続きを経たうえで、以下のとおり追加対応を実施します。

○災害死亡保険金等の支払事由に規定する「感染症」の範囲拡大について

- ・新型コロナウイルス感染症を直接の原因として、死亡または高度障害状態に該当した場合にも、災害死亡保険金等のお支払いの対象として取り扱います。
- ・併せて、特別条件のうち、保険金削減支払法等において新型コロナウイルス感染症によって支払事由に該当した場合も、保険金削減等を行わない取り扱いに変更します。
- ・現在ご加入いただいているご契約にも適用します。また、これまでに新型コロナウイルス感染症を直接の原因として、支払事由に該当した場合もお支払いの対象とします。

(1) 対象商品

- ・災害死亡保険金、災害高度障害保険金等の災害に関する保障があるご契約（別紙参照）
- ・特別条件のうち、保険金削減支払法、特定疾病・部位不担保法等が適用されているご契約

(2) ご請求手続き

保険金等のご請求の際に提出いただく書類（請求書、死亡診断書等）に記載された病名等で保険金等のお支払いを判断します。

本件に関するご不明点は、下記窓口までお問合せいただきますようお願いいたします。

<お問合せ窓口>

保険金・給付金専用フリーダイヤル 0120-272-451（平日 10:00-16:00）

※お問合せ状況によりお電話が繋がりにくい場合がございます。ご迷惑をお掛けいたしますが、ご了承のほどお願い申し上げます。

別紙

災害死亡保険金等をお支払いする保険商品・特約

正式名称	販売名称等
交通傷害給付金付災害割増定期保険	「あいむファイン／セーフティ」等
標準型交通傷害給付金付災害割増定期保険	「標準型交通傷害給付金付災害割増定期保険」
変額個人年金保険	「PCAプラチナインベストメント」
利率変動型積立保険	「PCAプラチナユニバーサル」
災害割増特約	「定期保険」「終身保険」「養老保険」「収入保障保険」等に付加できる特約
傷害特約	
災害割増特約（利率変動型積立保険用）	「PCAプラチナユニバーサル」に付加できる特約
傷害特約（利率変動型積立保険用）	
災害割増特約（2015）	「クリック定期！Neo」「クリック定期！」「今いる保険」に付加できる特約
傷害特約（2015）	